

セ・ナ

「地域共同社会」再生の
政治経済学

現代地方財政

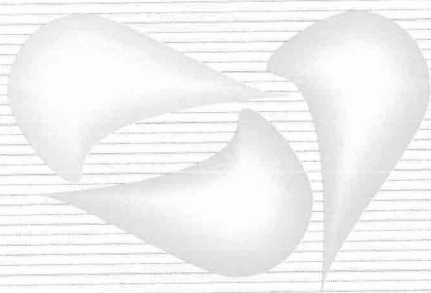


宮本憲一
小林 昭……………編
遠藤宏一

勁草書房

セミナー 現代地方財政

「地域共同社会」再生の
政治経済学



宮本憲一
小林 昭……………編
遠藤宏一

セミナー現代地方財政

—「地域共同社会」再生の政治経済学—

2000年9月25日 第1版第1刷発行

	みや	もと	けん	いち
	宮	本	憲	一
	こは	やし		あきら
編者	小	林		昭
	えん	どう	ひろ	いち
	遠	藤	宏	一
発行者	井	村	寿	人

発行所 株式会社 勁草書房

112-0005 東京都文京区水道2-1-1 振替 00150-2-175253

電話（編集）03-3815-5277/FAX 03-3814-6968

電話（営業）03-3814-6861/FAX 03-3814-6854

大日本法令印刷・和田製本

© MIYAMOTO Kenichi, KOBAYASHI Akira, ENDÔ Hiroichi
2000 Printed in Japan

*落丁本・乱丁本はお取替いたします。

*本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ISBN 4-326-50184-7

<http://www.keisosohobo.co.jp>



視覚障害その他の理由で活字のままでこの本を利用出来ない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の制作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社まで御連絡ください。

目 次

序 章 現代社会と地方財政	1
序.1 はじめに	1
序.2 グローバリゼーションと地方自治	3
序.3 地方財政論の独自性とその歴史的展開	5
序.4 日本の地方財政の特徴	10
序.5 地方財政論の課題	19
序.6 本書の構成	21
 第Ⅰ部 現代地方財政の構造と変容	
 第1章 日本の地方自治と地方財政	27
1.1 日本の地方財政の特質	27
— 国際比較の視点から —	
1.1.1 わが国地方財政の外形的特徴	27
1.1.2 日本の政府間税財政関係の構造的特徴	29
1.2 日本における地方自治財政確立のあゆみ	31
1.2.1 明治地方自治の確立と地方財政制度の成立	31
1.2.2 大正デモクラシー期の地方自治の発展と地方財政	33
1.2.3 昭和恐慌から戦時体制下の地方自治・税財政改革	35
1.2.4 戦後改革とシャープ勧告前後の地方行財政	39
1.2.5 高度成長期とそれ以降の地方行財政	43
1.3 現代の地方税財政の動向と地方分権	45

第2章 地域共同需要と自治体の意思決定システム	49
2.1 はじめに 49	
——地域共同需要と公共性——	
2.2 地方自治体の予算制度とその運営 50	
2.2.1 財政民主主義と予算制度 50	
2.2.2 日本の地方財政民主主義と予算制度 53	
2.2.3 予算循環における首長と議会の権限 54	
2.2.4 予算の編成過程 56	
2.2.5 予算編成と議決の過程における議員の行動 59	
2.2.6 財政公開と予算改革の課題 63	
2.3 地方経費の構造と機能の変化 67	
2.3.1 地方経費の規模と役割分担 67	
2.3.2 地方経費の構造と推移 71	
2.3.3 地方経費の二面的性格と矛盾 77	
2.3.4 公共性になう組織 80	
——NPO・「社会的企業」の可能性——	
第3章 地方税と課税自治権	84
3.1 地方税改革とその視点 84	
3.1.1 地方分権一括法と地方税改革 84	
3.1.2 地方自治＝共同を支える地方税 85	
3.2 地方税の構造と問題点 89	
3.2.1 地方税の構造と特徴 89	
3.2.2 主要地方税の特徴と問題点 95	
3.3 地方税改革の課題 100	
3.3.1 地方税の体系と税源委譲 100	
3.3.2 介護保険財政と地方税 104	
第4章 国・地方間の財政関係	109
——「集権的分散システム」の構造と改革の課題——	
4.1 国による財源保障と統制のシステム 109	

4.1.1	地方自治体の処理する事務の体系と性格	109
4.1.2	中央集権型行政システムと国庫支出金	111
4.1.3	地方交付税交付金制度の意義とその変容	116
4.1.4	地方債・借入金の構造とその問題点	120
4.2	一般財源保障システムの変容と改革の動向	125
4.2.1	地方債急増のメカニズムと「地方交付税の補助金化」	125
4.2.2	地方分権推進計画と改革の展望	129

第5章 地方公共サービスと地方公営企業、 地方公社・第三セクター、NPO…………… 133

5.1	地方公営企業	133
5.1.1	地方公営企業の概要	133
5.1.2	地方公営企業の経営と財政	134
5.2	地方公社と第三セクター	140
5.2.1	地方公社・第三セクターの定義と概要	140
5.2.2	地方公社・第三セクターの財政危機と原因	141
5.2.3	地方公社・第三セクターの将来的課題	145
5.3	公共サービスの多様化とNPO	146
5.3.1	新たな公共サービスのにない手としてのNPO	146
5.3.2	NPOの将来的展望	151
5.3.3	公共サービスと公・私・協の論理	152

第Ⅱ部 転換期地方財政の課題

第6章 地域類型と地方財政…………… 157

——現状と課題——

6.1	都市制度と都市財政	157
6.1.1	都市財政へのアプローチ	157
6.1.2	都市構造の変容と財政	159
6.1.3	東京一極集中と「開発新時代」	161
6.1.4	地方制度再編のインパクト	164

6.1.5	都市財政危機と都市政策	167
6.2	町村財政と過疎対策	171
6.2.1	町村財政の現況	171
6.2.2	過疎地域対策と町村財政	179
6.2.3	新たな農基法と過疎地域等への直接支払制度	182
第7章	公共事業依存経済と改革課題	188
7.1	日本経済の公共事業依存体質と2つの帰結	188
7.2	公共事業費の削減方針とその影響	192
7.2.1	たぐぎん総合研究所の試算	192
7.2.2	中国地建の試算	193
7.3	地方からのリアクション	194
7.4	公共事業依存体質からの脱皮と自治体政策の視点	195
7.4.1	グランドデザインを描く	196
7.4.2	都市と農村の連携	197
7.4.3	住民自治の徹底と住民参加	197
7.4.4	公共事業の点検と開発方式の見直し	198
7.4.5	公共事業に依存した地域経済の構造改革	199
第8章	「日本型」環境税のあり方を考える	201
	——地方財政と環境政策——	
8.1	地方自治体における環境政策の展開	201
8.2	環境政策と費用負担	204
8.2.1	環境政策と費用負担	204
8.2.2	環境税とは何か?	204
8.2.3	税制のグリーン化	205
8.3	「日本型」環境税のあり方	208
	——現行制度からの地方自治体における環境税導入の可能性——	
8.4	「日本型」環境税への志向	209
	——日本における地域からの取り組み——	
8.4.1	「自動車税のグリーン化」	209

——東京都の自動車不均一課税の提案——

8.4.2 管理主体間の費用負担のありかた 211

——琵琶湖総合開発と下流負担金制度——

8.5 地方における「日本型」環境税への課題 213

第9章 高齢化社会と地方財政 216

——分権型福祉社会の課題——

9.1 日本の福祉社会 216

9.1.1 社会福祉基礎構造改革 216

9.1.2 介護保険 218

9.2 スウェーデンの分権型福祉社会 225

9.2.1 社会サービス法 226

9.2.2 民間委託と新協同組合 227

9.3 生活者の視点 229

第Ⅲ部 世界にみる地方自治と地方財政

第10章 福祉国家の再編成と地方財政 235

——欧州諸国にみる新たな動向——

10.1 はじめに 235

10.2 80～90年代欧州諸国の地方財政の動向 236

10.3 欧州統合と地方行財政へのインパクト 243

10.4 福祉国家の再編成と地方自治体の役割の変貌,
住民参加型自治の新展開 248

10.4.1 「政府の革命」と地方自治体の役割の変貌 248

10.4.2 イギリス地方財政の集権的改革と自治体の役割変化 248

10.4.3 イギリス「地方政府の現代化」の行方 252

第11章 中東欧における地方自治制度の発足と

地方行財政改革の進展 257

11.1 はじめに 257

11.2	中東欧諸国の地方政府改革と特徴的な事情	257
------	---------------------	-----

11.3	地方制度の再編成をめぐる内圧と外圧	259
------	-------------------	-----

11.4	地方財政改革の課題	261
	——ハンガリーのケースを中心に——	

第12章	近代化・民主化と地方財政	266
------	--------------	-----

12.1	はじめに	266
------	------	-----

12.2	韓 国	267
------	-----	-----

12.2.1	韓国の地方自治	267
--------	---------	-----

12.2.2	税源配分にみる韓国地方財政の特徴	270
--------	------------------	-----

12.2.3	財政調整制度からみた韓国地方財政の特徴	273
--------	---------------------	-----

12.3	台 湾	276
------	-----	-----

12.3.1	台湾の地方自治	276
--------	---------	-----

12.3.2	税源配分からみた台湾地方財政の特徴	279
--------	-------------------	-----

12.3.3	財政調整制度からみた台湾地方財政の特徴	281
--------	---------------------	-----

12.4	おわりに	285
------	------	-----

終 章	地域共同社会の再生と財政的自治の設計	287
-----	--------------------	-----

——「日本型」地方分権と税財政改革論批判——

終.1	はじめに	287
-----	------	-----

終.2	戦後地方財政改革の系譜と「日本型」地方分権の背景	288
-----	--------------------------	-----

終.2.1	シャウブ勧告	288
-------	--------	-----

終.2.2	都市財政危機と大都市税財源拡充構想	290
-------	-------------------	-----

終.2.3	減量型「行政改革」下での政府間財政関係の変容	292
-------	------------------------	-----

終.3	「財政分権」をめぐる動向と諸提言の検討	293
-----	---------------------	-----

終.3.1	「日本的」地方分権改革のもとの財政分権	293
-------	---------------------	-----

終.3.2	財政分権をめぐる諸提言	295
-------	-------------	-----

——その紹介と評価——

終.3.3	地方制度の多様化と広域行政論	302
-------	----------------	-----

終.4	「現代的地方自治」と税財政改革の課題	303
-----	--------------------	-----

終.4.1	現代の財政自主権確立への基本視点	303
-------	------------------	-----

終.4.2 税財政制度改革への展望 305

終.5 結びにかえて 309

——地方財政再建と自治体経営——

あ と が き 313

用 語 解 説 319

索 引 343

序 章 現代社会と地方財政

序.1 はじめに

地方財政は自治体の経済活動、とくに予算のうごきを総称している。日本では法制上、それは地方公共団体の財政を指している。地方公共団体は、1999年3月31日現在、47都道府県、3,232市町村、23特別区、2,264の一部事務組合からなっている。地方財政論はこれらの団体の普通会計と、これに加えて、1万1,581の地方公営企業の会計を主たる対象としている。しかし、地方公共団体の経済活動領域は広まっており、民間と共同出資をしている第3セクターをはじめ、法人や個人への出資や補助金がふえている。おそらく、こんご福祉、環境や教育の面で、地方公共団体がNPOやNGOとパートナーシップをむすぶケースが多くなると考えられる。そうになると、地方財政論の対象は、地方公共団体の普通会計ではせまく、これらの民間との接点にまで広げていかねばならぬであろう。

私たちの日常生活は、地方公共団体の活動によって支えられているといつてよい。朝起きて顔を洗う時から、市町村の水道のサービスを受ける。通勤通学は、都市計画街路の上を歩き、あるいは自家用車で通行し、多くの人は公共輸送機関を使う。小学校から高等学校の大部分の教育は、地方団体のサービスである。ライフ・ライン（生命線）ということばが阪神・淡路大震災の頃から使われるようになったが、この上下水道、交通、エネルギーなどのライフ・ラインは公共機関あるいは公益事業のサービスである。市民生活では、地方公共団体のサービスなくしては、1日も生活はできぬのである。人間の一生をとつても、オギャーと生まれる前から、母親は保健所の世話になり、やがて年老いて

死ねば、多くは公営の火葬場を経て墓場にはいって行くのである。まさ ^{ウーム}womb (子宮) か ^{トゥーム}tomb (墓場) まで、私たちは地方財政とつきあっているとい
ってよい。生産と生活の社会化がすすむと、これまで個人や家族がおこなって
いた保育、介護、教育などが、社会とくに公共機関のサービスにかわってくる。
都市化がすすみ、情報や文化的活動の水準があがってくると、社会サービスは
多様化し、その質的な内容も高度化する。多くの人間が大学さらには大学院へ
すすんでいる現状がそのひとつのあらわれである。

このため、社会サービスをまかなう地方財政の規模は急増している。たとえ
ば日本では、1997年度の地方歳出の純計は実に96兆4,195億円にのぼってい
る。国民経済のあり方は、地方財政に規定されているといつてよい。しかし、
地方財政についての知識は、これまで市民から遠い存在であった。それは、地
方財政を自治体の経済と考えず法制上の地方公共団体の財政としてあつかって
きたことにあらわれている。

地方公共団体という名称は文字どおり、役所・役場の行政組織をあらわして
いるが、実際にこの組織を支えているのは、住民の税金である。行政の大綱を
最終的に決定し、監視・規制をしているのは、住民の代表である議会である。
住民が主人公といつてよい。そのいみでは、最初にのべたように自治体といっ
た方がよい。日本は戦前に地方自治制を制定した時から、府県は内務省の下部
機関であり、独立法人である市町村ですら機関委任事務などで統制をうけてい
たので、自治体という名称になじみがなかった。戦後の憲法によって、地方自
治が政治・行政の原則となったが、後にのべるように、中央政府の行財政によ
る中央統制がつよいたために、自治体という住民の政府としての実感がなかつた。
したがって地方財政も住民の税金でまかなわれていて、住民の自治で運営しな
ければならぬにもかかわらず、中央政府や政治家の意志で自由に決定できるか
のように思われてきたのである。しかし、それでは巨大な地方財政がムダな公
共事業につかわれ、市民の真の豊かさのためにつかわれぬ可能性を生んでし
まう。地方財政こそが、日常の住民生活の安全を保障し、地域社会の共同条件
を整備することによって生活の質を高める経済的基盤づくりとサービスをおこ
なう役割をもっているのである。本書では地方財政が国民生活の中で果してい
る役割をしめし、研究者はもとより、住民が地方財政を考え、分析し、それを

住民のために改革する方向をしめしたいと考えている。

いま、世界とくに日本は重大な転換期にきている。この転換期は足もとの地方自治の改革から出発しなければならないだろう。ここでは、まず世界的にすみつつある分権化の流れから考えてみたい。

序.2 グローバリゼーションと地方自治

いま私たちは、経済と環境問題のグローバリゼーションという人類史上はじめての経験をしつつある。これまでも人類は国際化をすすめてきた歴史があり、とりわけ資本主義は市場を世界的規模で拡大してきた。しかし、現代のグローバリゼーションは、多国籍企業が国民経済の枠組をこえて活動をし、1997年のアジアの経済危機にみられるように、国民国家の規制ではおよびもつかぬような現象をひきおこすという点では、これまでの国際化と全く異質の新しい段階がはじまっている。

この多国籍企業による経済のグローバル化は、他面で地球環境の危機と国際的貧富の対立＝南北問題を生みだした。貿易と投資の自由化をすすめる経済の国際組織としては、WTO、OECD、サミット、IMFや世界銀行などが整備されている。しかし、環境政策をすすめる国際立法・行政・司法組織はない。南の発展途上国の貧困問題を解決する国際的な組織や基金は、全く不完全である。このため、グローバリゼーションは、これらを解決するための国際組織への模索とともに、国内においても新しい行政や政治の枠組をもとめているといつてよい。

この要請にこたえるかのように、各国で国民国家にかわる地方自治あるいは分権の要求がおこっている。1985年、EC閣僚会議は「ヨーロッパ地方自治宣言」をだした。これはEUのような国民国家をこえた国際組織が誕生して以後は、政治行政の主体が自治体にあることをしめしたものである。すでに、北欧諸国は行政の主体を自治体においている。中央集権体制のつよかったフランスも地方自治制度の発展をすすめ、イタリアも1990年代に画期的な行財政の分権をおこない、97年にはバッサニーニ法を制定した。そして、都市を中心にした行政区域の再編成をはじめている。自治体は内政の主体となるだけでな

く、外交や国際貿易を独自におこないはじめている。行財政の中央集権のみならず、経済の中央集中のつよかった日本も、1999年7月に475本の法律改正をふくむ地方分権一括法を制定した。これについては、後に説明するように問題があるが、分権化の時流のひとつといてよい。

これまで開発独裁国家が多かったアジアでは、80年代以降民主化がすすむとともに、地方自治制の導入もすすみはじめた。1985年、韓国は地方議会のみならず、地方首長の普通選挙を実施し、完全地方自治制を施行した。この他、台湾、フィリピンやインドネシアも地方自治制の施行をすすめている。

こうして、グローバリゼーションは国民国家の権限を弱める一方で、地方自治体の力をつよめる傾向にある。20世紀は中央集権の世紀であったが、21世紀は地方分権の時代にかわるのではないだろうか。

この地方分権には2つの流れがある。ひとつは新自由主義の潮流である。1970年代、スタグフレーションの中で福祉国家の財政危機が深刻化した。これにたいして、イギリスのサッチャー、アメリカのレーガンそして日本の中曽根の三首脳を中心にして、福祉国家をやめて、市場制度の全面的な展開をはかる政策がすすんだ。これは多国籍企業の要求するグローバルな貿易・投資の自由化、新しい市場としての公共事業（とくに都市開発）、情報や社会サービスなどへの民間資本の算入を目的としたものである。その内容は小さな政府のための財政改革（社会サービスの縮小、累進所得税制のような所得再分配型の租税構造から平均所得課税や消費税中心の租税体系への改革）、民営化、規制緩和などがすすめられた。地方分権はこの一環である。したがって、中央政府の内政のおおくが地方団体に委譲されただけでなく、地方団体への補助金を削減し、社会サービスを民営企業、NPOやNGOに委任した。ここでは、市場原理にもとづく自治体経営の合理化や自治体間の競争がもたらされた。このため自治体の統合や広域化が主張されている。

もうひとつの流れは地球環境の維持可能な社会（Sustainable Society）と民主主義の前進をもとめる潮流である。アメリカや旧ソ連のような巨大な官僚国家の覇権に反対し、経済成長よりも環境保全と分権型福祉社会をもとめる潮流といてよい。この思想は、中央集権国家の「政府の欠陥」を解決するだけでなく、新自由主義の生みだす「市場の欠陥」をも克服しようというものである。

したがって、分権だけでなく参加をもとめている。ここでは「小さな政府—大きな自治体」が主張されている。しかし、大きな自治体は大きな地方官僚組織をいみするのでなく、NPOや協同組合などと自治体とのパートナーシップをもとめるものである。その政策主体は、住民の日常的な参加、情報公開による監視や住民投票による規制が可能なように狭域のコミュニティである。地域はそのコミュニティのネットワークとして再構成しようというのである。

21世紀は地方分権の時代といったが、この2つの流れが「対立—抗争」していく時代といった方が正確であるかもしれない。

本書はこの2つの分権化の流れを客観的に分析するが、改革の方向としては後者の道をえらびたい。それは地域共同社会を住民参加という民主主義によって発展させたいという道である。

序.3 地方財政論の独自性とその歴史的展開

地方財政は自治体の経済活動であるが、資本主義社会では、財政現象の一部である。財政は公共経済を維持するためのサービス活動であるが、同時に資本主義国民国家の秩序を維持するための権力活動（軍事・警察・外交など）をになっている。自治体の財源は、民間企業のようにサービスにたいする対価としての料金もあるが、主たる財源はサービスと関係なく強制的に徴収される税金である。民間の商品・サービスの価格と類似の受益者負担金や公共料金も、市場の需給によってきまるのでなく、議会という政治機関によって決定される。このように政治的な決定によって財源はあつめられるのであるが、自治体の性格からいって、地方税は国税と同じではない。地方の収入はその地域に根ざして、できるだけ公共サービスと関連し、住民が判断しやすい性格をもつ財源がえらばれている。

租税は強制徴収するものであるが、それは民主主義政府の下では議会の同意をえて、公共的な事業・サービスに使わなければならない。そして、租税の負担は公平でなければならない。租税原則は、公平、公開、同意（参加）でなければならない。この公共性と民主主義を担保にして、権力的な業務がおこなわれうるのである。これらのことは、財政学の一般的原理であり、地方財政もそ

の原理にもとづいているが、同時に地方財政にはそれ自体の独自性があるとい
ってよい。

戦前には地方財政の独自性についてはあまり問題とされず、地方財政論は中央政府の内務官僚あるいは地方官吏の行政技術論として叙述されてきた。しかし、戦後憲法によって、市町村はもとより、都道府県も自治体として規定され、地方財政の規模が大きくなり、独自の働きをするようになると、地方財政論は科学の対象として、独自の発展をするようになった。その発展を日本の場合、思想史的にみると次の諸著作と考え方がエポックをなしたといつてよい。

日本における科学としての地方財政論の最初の労作は、藤田武夫『日本地方財政制度の成立』（岩波書店、1941年）である。藤田武夫は日本の地方財政の原型を1888～90（明治21～23）年に成立した明治地方自治制にもとめている。日本はアジアの中で唯一、西欧と同じように封建時代に分権型割拠制をとった国である。このため、アジアで戦前に近代的な地方自治制を発足させた珍しい例である。藤田はこの新制度が自治的性格を基本的性格として地方財政を幕藩体制下の公私未分離の財政から、公財政制度として近代化をなしとげたが、同時に日本資本主義の性格として経済を主導する国家財政の必要から、地方財政制度は「国政事務の市町村分任及び国家財政の擁護と言ふ二つの重要目的」をもつために、「必然に強度の官治的性格を賦与さざるをえなかった。」としている。

この藤田が指摘する「官治の性格」こそ、戦前日本地方財政の本質をあらわすものであった。しかも、市町村の自治は強力でなく、官治性は自治性と対立的排他的でなかったところに、日本の形態があるとした。この規定は、今日もなお日本の財政の性格を「柔かい中央集権性」と規定することにも通ずる。

藤田武夫が国家財政と異なる地方財政の独自性として明らかにしたのは、それが地方自治という固有の政治的要求や統治構造によって規定されていることであつた。この場合、藤田が「官治の性格」といったのは、イギリスの古典的
地方自治との比較にもとづいている。彼の『全訂日本地方財政論』（東洋経済新報社、1959年）によれば、古典的
地方自治の根幹は課税権にあつた。ところが、明治地方自治制においては、第1次財源は部落有林野などの財政収入であり、第2次財源は国税（道府県税）の付加税である。独立税はその名のしめすとお
り「特別税」であつて、第1次と第2次の財源の収入で不足する場合の補完的

収入にすぎなかった。このように独自の課税権によって収入をまかなえない地方財政を、自治性のとぼしい官治的性格としたのである。

したがって、シャープ勧告の独立税中心主義による戦後改革によって、地方自治は確立したと藤田武夫は評価したのである。しかし、課税権の確立が地方財政の自治を保障しえたのであろうか。これにたいする疑問をなげたのが島恭彦の『現代地方財政論』（有斐閣、1951年）である。

島は、資本主義の独占段階にあっては、地域経済の不均等発展がすすみ、独立税中心主義の古典的地方自治は成立する根拠を失うとした。すなわち、大都市に国富と所得は集中し、他方農村は貧困におちいるので、独立税主義をとれば、都市と農村の財政力の不均等がいちじるしいために、農村地域の府県や市町村は必要な行政水準を確保できない。古典的地方自治にもとづく独立税主義や応益原則による地方課税の強化は、大衆課税化現象をまねき、農山村の貧困を解決できず地域経済の不均等発展を助長するとした。

同時に、島恭彦はシャープ勧告による財政調整制度としての地方財政平衡交付金制度も批判している。この制度では国のもとめる行政水準（ナショナル・ミニマム）に準じて、地方財政を平均的にならす効果はあっても、都市と農村の対立のような地域経済の不均等までは是正できないとした。むしろこのような制度は、地方財政の独自性を失わせるとしたのである。

この著書ははじめて地方財政論を経済学の対象とした古典といつてよい。すなわち、地方財政が地域経済という固有の領域上に成り立っていることを、したがって、またその反作用としての地域開発などの地域政策に地方財政が影響をうけていることをしめしたといつてよい。

以後、地方財政は地方行政の技術論でなく、また財政学の応用理論でなく、地域経済論を基底とする独自の領域となったといつてよい。そして、それにとどまらず、急激な高度成長による地域の変化と地域政策の重要性にともなって、地域経済学や地域開発論の研究が学界の中心にひきだされたのである。

島恭彦の著作は古典的地方自治批判であったが、これが当時のマルクス主義の民主的中央集権論と結びついたために、あたかも民主主義の基礎としての地方自治を否定しているようにとられた。島はその後、自己批判をして「地方自治擁護の論理」（『経済論叢』1956年9月号）の中で、日本の戦後憲法の地方自治